

平成18年5月12日

各位

会社名 ユニチカ株式会社  
代表者名 取締役社長 大西 音文  
(コード番号 3103)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月12日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第196回定時株主総会に、定款の一部変更について、下記のとおり付議することを決定しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款の一部を変更いたします。  
単元未満株式についての権利を定めるため、第10条(単元未満株式についての権利)を新設します。  
株主総会参考書類等の一部につき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなす対応ができるようにするため、第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設します。  
取締役会の機動的な運営のため、書面又は電磁的記録により決議を行うことができるよう、第26条(取締役会の決議の省略)を新設します。
- (2) 当社の業務、財産の状況その他の事情に対応して、取締役会の決議により機動的に自己株式の買受けを行うことができるよう、第8条(自己の株式の取得)を新設します。
- (3) 公告内容の周知性向上を図る目的で、電子公告制度を採用することとしたため、第5条(公告方法)を変更します。
- (4) 上記変更のほか、条文の移設、削除及び条数の変更を行うとともに、会社法に基づく規定の新設、削除、変更及び表現、字句の修正等を行います。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日

定款変更の効力発生日 平成18年6月29日

以上

(本件に関するお問合せ先)  
ユニチカ株式会社 社長室 IR広報グループ  
TEL: 06-6281-5695

(別紙) 定款一部変更案

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条(商号) (略)</p> <p>第2条(目的) (略)</p> <p>第3条(本店の所在地) (略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第4条(公告方法) 本会社の公告は日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条(株式総数) 本会社が発行する株式の総数は1,786,000,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第6条(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行) 本会社の1単元の株式の数は1,000株とする。 本会社は1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条(商号) (現行どおり)</p> <p>第2条(目的) (現行どおり)</p> <p>第3条(本店の所在地) (現行どおり)</p> <p><u>第4条(機関)</u> <u>本会社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条(公告方法) <u>本会社の公告は電子公告とする。但し事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合、日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条(発行可能株式総数) 本会社の<u>発行可能株式総数</u>は1,786,000,000株とする。</p> <p><u>第7条(株券の発行)</u> <u>本会社は株式に係る株券を発行する。</u></p> <p><u>第8条(自己の株式の取得)</u> <u>本会社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第9条(単元株式数及び単元未満株券の不発行) <u>本会社の単元株式数は1,000株とする。</u> <u>本会社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 7 条 (基準日)          本会社は毎営業年度末の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。          (以下 略)</p> <p>第 8 条 (名義書換代理人)          本会社は株式について名義書換代理人を置く。          本会社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。          名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により選定し、これを公告する</p> <p>第 9 条 (株式取扱規則)          (略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 10 条 (株主総会招集の時期及び場所)          (略)</p>	<p>第 10 条 (単元未満株式についての権利)  <u>本会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>  <u>はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u>  <u>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u>  <u>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u>  <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第 11 条 (基準日)          本会社は毎事業年度末の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。          (以下 略)</p> <p>第 12 条 (株主名簿管理人)          本会社は株主名簿管理人を置く。          本会社の株主名簿、実質株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。          株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により選定し、これを公告する</p> <p>第 13 条 (株式取扱規則)          (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 14 条 (株主総会招集の時期及び場所)          (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 11 条（株主総会の招集者及び議長） （略）</p> <p>（新 設）</p> <p>第 12 条（株主総会の決議方法） 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。 商法第 3 4 3 条の規定によるべき決議は総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってする。</p> <p>第 13 条（議決権の代理行使） 株主は本会社の議決権を有する他の株主又は本会社の承認したる者を代理人として議決権を行使することができる。但し株主又は代理人は委任状を株主総会開会前に本会社に差出さなければならない。</p> <p>（新 設）</p>	<p>第 15 条（株主総会の招集者及び議長） （現行どおり）</p> <p>第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） <u>本会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第 17 条（株主総会の決議方法） 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した<u>議決権を行使できる株主の議決権の過半数</u>をもってする。 会社法第 3 0 9 条第 2 項の規定によるべき決議は、<u>議決権を行使できる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってする。</u></p> <p>第 18 条（議決権の代理行使） 株主は本会社の議決権を有する他の株主 1 名又は本会社の承認したる者 1 名を代理人として議決権を行使することができる。但し株主又は代理人は総会ごとに代理権を証する書面を株主総会開会前に本会社に提出しなければならない。</p> <p>第 19 条（議決権の不統一行使） <u>株主はその有する議決権につき、統一しないで行使する場合、株主総会の日の 3 日前までに本会社に対し、統一しないで行使する旨及びその理由を書面により通知しなければならない。但し本会社は株主が他人のために株式を有する者でないときは、議決権を統一しないで行使することを拒むことができるものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 14 条（取締役の定員） （略）</p> <p>第 15 条（取締役の選任） 取締役の選任の決議は総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。 取締役の選任の決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>第 16 条（取締役の任期） 取締役の任期は就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第 17 条（取締役会の招集通知） （略）</p> <p>第 18 条（相談役及び顧問） （略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第 19 条（取締役会規則） 本会社の取締役会に関する事項については取締役会で定める取締役会規則による。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 20 条（取締役の定員） （現行どおり）</p> <p>第 21 条（取締役の選任） <u>取締役は株主総会において選任する。</u> 取締役の選任の決議は議決権を行使できる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。 取締役の選任の決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>第 22 条（取締役の任期） 取締役の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、<u>最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>第 23 条（代表取締役） <u>本社は取締役会の決議により、代表取締役若干名を選定する。</u></p> <p>第 25 条（取締役会の招集通知） （現行どおり）</p> <p>第 24 条（相談役及び顧問） （現行どおり）</p> <p>第 26 条（取締役会の決議の省略） <u>本社は会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第 27 条（取締役会規則） 本会社の取締役会に関する事項については法令又は定款のほか、<u>取締役会で定める取締役会規則による。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 20 条（監査役 of 定員） （略）</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 28 条（監査役 of 定員） （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 21 条（監査役の選任）  監査役の選任の決議は総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p>	<p>第 29 条（監査役の選任）  <u>監査役は株主総会において選任する。</u>  監査役の選任の決議は議決権を行使できる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p>
<p>第 22 条（監査役の任期）  監査役の任期は就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>第 30 条（監査役の任期）  監査役の任期は<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了する時までとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>	<p>第 31 条（常勤監査役）  <u>監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>第 23 条（監査役会の招集通知）  （略）</p>	<p>第 32 条（監査役会の招集通知）  （現行どおり）</p>
<p>第 24 条（監査役会規則）  本会社の監査役会に関する事項については監査役会で定める監査役会規則による。</p>	<p>第 33 条（監査役会規則）  本会社の監査役会に関する事項については法令又は定款のほか、<u>監査役会で定める監査役会規則による。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p>
<p>第 25 条（営業年度）  本会社の営業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p>	<p>第 34 条（事業年度）  本会社の<u>事業年度</u>は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p>
<p>第 26 条（利益配当）  本会社の利益配当金は毎営業年度末の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に対しこれを支払う。</p>	<p>第 35 条（期末配当及び基準日）  本会社は<u>毎年 3 月 31 日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 27 条（中間配当）</p> <p>本会社は取締役会の決議により毎年 9 月 3 0 日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に対し中間配当として金銭の分配をすることができる。</p> <p>第 28 条（除斥期間）</p> <p>利益配当金及び中間配当金はその支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>未払の利益配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>第 36 条（中間配当及び基準日）</p> <p>本会社は<u>毎年 9 月 3 0 日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>第 37 条（配当金の除斥期間）</p> <p><u>配当財産が金銭である場合、</u>その支払開始の日から満 3 年を経過しても<u>なお</u>受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。</p> <p><u>なお、未払の配当金には利息をつけない。</u></p>

以 上